

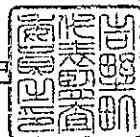


## 吉野町監査委員会告示第3号

令和2年11月2日に受理した、吉野町大字志賀923番地 木本 旭を請求代表者とする吉野町事務監査請求について、地方自治法第75条第3項の規定により監査を実施したので、地方自治法施行令第99条において準用する同令第98条第2項により、その結果を告示する。

令和3年3月26日

吉野町代表監査委員  
木村 利



記

### 一. 監査結果の要旨

脱退後、前町長から引き継ぎを受けた現町長の吉野町の一般廃棄物処理施策についての方向性については、請求人も「中井吉野町長は、ごみ処理政策の検討過程の透明性を確保し、町民との情報共有を重ね財政負担の少ない安心且つ持続可能なごみ処理の実現を図り、説明責任を果たすと町長就任の挨拶で述べている。」と認識しているよう、中井町長の方針のもと、今後の吉野町の一般廃棄物処理のあり方について、地域代表者、公募委員、学識経験者による「吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会」で検討され、令和2年12月25日に提言書が町長に提出されている。その後、提言書を踏まえた「吉野町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、将来の方向性が示された。また、現時点では、将来の検討と併行して、可燃ごみの処理を委託している樺原市との処理委託も進行中である。

このような流動的な状況で、請求人が求める「どちらが吉野町民にとって経済的に有利であるかを比較検討する」ことは、現実的に時期尚早であり、現時点でのこの点に関する経済的な事実を把握することは困難であるため、請求人が求めている脱退した場合と組合加入していた場合の有利性を比較し、当該事務の適否を監査で判断することを求める請求に応じることは、できない状況にあるものと判断する。

以上